



りそな銀行アジアニュース

2015年3月19日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

外国人が入境して短期業務を完成させる場合の関連手続き秩序(試行)について

2014年11月、中国人力資源社会保障部などにより、「外国人が入境して短期業務を完成させる場合の関連手続き秩序(試行)」(人社部発【2014】78号、以下は新規定と表記)を發表し、2015年1月1日より施行されています。具体的な内容は以下になります。

○背景

2013年9月1日から改正施行された「中華自民共和国出入国管理条例」(国务院令 第637号)により、査証種別が細文化され、外国人の出入国、滞在管理が強化されました。今般、發表された新規定は、出張者などの短期駐在者を対象とし、従事する業務内容により、必要なビザを取得する規定です。

○従事する業務内容の分類

短期業務に該当する	1. 中国国内の提携先において、技術、科学研究、管理、指導などの業務を完成させる場合	滞在日数が90日以内の場合 人力資源社会保障部門で許可証書及び工作証明を取得した上に、Zビザ(就業)を取得する。(渉外営業性公演は文化主管部門で申請)	
	2. 中国国内のスポーツ機関においてトレーニングを行う場合(コーチ、選手を含む)		
短期業務に該当しない	3. 映画撮影(広告映像、記録映像を含む)	滞在日数が90日を超える場合 Zビザ及び外国就業証、居留証を取得する	
	4. ファッションショー(モーターショーのコンパニオン、広告用撮影等を含む)		
	5. 渉外営業性公演への従事		
	6. 人力資源社会保障部門が認定するその他の状況		
	1. 購入した機器設備のメンテナンス、取付け、試運転、解体、指導及び研修を行う場合		滞在日数が90日以内の場合 1から4に該当する場合はMビザ(貿易) 5と6に該当する場合はFビザ(訪問)
	2. 中国国内で落札したプロジェクトに対して行う指導、監督、検査の場合		
短期業務に該当しない	3. 中国国内の支社、子会社、代表処へ派遣され、短期業務を完成させる場合	滞在日数が90日を超える場合 Zビザ及び外国就業証、居留証を取得する (但し、4、6には適用せず)	
	4. スポーツ競技に参加する場合(選手、コーチ、チームドクター、マネージャーなどの関係者を含む、ただし、国際スポーツ、組織の求めより、中国の主管部門が承認し、登録カードを持って入国する場合は除く)		
	5. 入国して無報酬の業務に従事する、或いは海外機関が報酬を提供するボランティアなど		
	6. 文化主管部門が承認書類上に「渉外営業性公演」を明記していない場合		

※ 以上に該当しない場合は、現行の「外国人出入国管理条例」に基づき取り扱う。

「新規定」施行後、現行の査証免除措置に変更はありませんが、出張などで訪中された際は、中国における活動が「新規定」の短期業務に該当しないかを確認し、日本にある中国の大使館や総領事館など中国側に個別に確認する必要があります。

以上

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2723

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
* 禁無断転載